



# 鳥取県公報

平成 24 年 8 月 24 日 (金)  
第 8 4 2 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (590) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (591) (〃) . . . . . 2
	貸付金の元利償還金の徴収事務の委託 (592) (経済通商総室) . . . . . 2
	保安林の指定の解除予定 (593) (森林・林業総室) . . . . . 2
	都市計画法第66条による告示 (594) (道路建設課) . . . . . 3
	建築基準法による道路の位置の指定 (595) (中部総合事務所生活環境局) . . . . . 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本都会計課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 8 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
パープル歯科クリニック	倉吉市山根540-1	平成24年 4 月16日
北浜歯科クリニック	鳥取市気高町北浜三丁目 3	平成24年 6 月 1 日
たなかクリニック	鳥取市吉方温泉三丁目807	平成24年 7 月 1 日

## 鳥取県告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 8 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
みのりクリニック	倉吉市福守町406-4	平成24年 5 月 1 日
たなかクリニック	鳥取市吉方温泉三丁目807	平成24年 6 月30日

## 鳥取県告示第592号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 8 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
財団法人地域総合整備財団
- 2 委託した貸付金の元利償還金  
地域総合整備資金の元利償還金
- 3 委託年月日  
平成24年 8 月13日

## 鳥取県告示第593号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30

条の規定により告示する。

平成24年 8 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡岩美町大字浦富字二タ股3191の14
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第594号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 8 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画道路事業 3・5・3号美萩野覚寺線
- 2 施行者の名称  
鳥取県
- 3 事務所の所在地  
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
鳥取市湖山町西一丁目、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目及び湖山町北六丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

**鳥取県告示第595号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成24年8月24日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成24年 8 月24日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市山根637-5 有限会社杉本地所 代表取締役 杉本 功	東伯郡湯梨浜町大字久留69-4	幅員 6.00メートル 延長 56.40メートル

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 契約内容

#### (1) 契約の名称

使用済車両の売却

#### (2) 売却物品及び数量

使用済車両 20台

#### (3) 売却物品の規格等

入札説明書による。

#### (4) 引取期限

平成24年10月8日（月）

#### (5) 引渡場所

鳥取市江津1016 鳥取県警察自動車整備工場

#### (6) 入札書の記載方法等

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が払下品類の古物買取に登録されている者であること。

#### (3) 平成24年8月24日（金）から同年9月10日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

#### (1) 問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計物品調達係

電話 0857-23-0110（代）

メールアドレス k\_tyoudo@pref.tottori.jp

#### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成24年8月24日（金）から同年9月3日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の

午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

なお、電子メールによる交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局のメールアドレスへ電子メールにより請求すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年9月10日(月)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(金)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に平成24年9月7日(金)午後3時まで提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。